

美保飛行場駐車場営業者の選定について

平成29年8月18日

国土交通省大阪航空局

＜問い合わせ先＞

空港部管理課（有光、野口）

電話：06-6949-6213

美保飛行場駐車場の管理・運営を行う者（以下、「営業者」という。）を公募したところ、応募があり、次のとおり営業者を選定しましたので、その結果を公表します。

・営業者：鳥取県

○ 営業者選定の方法

営業者の選定を適切に実施するため、「美保飛行場駐車場営業予定者選定審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会において応募書類の審査を行い、その審査結果を踏まえて、大阪航空局長が営業者を決定した。

・審査会の開催経緯

平成29年6月19日 第1回審査会（募集要項について）

8月 7日 第2回審査会（審査について）

○ 審査の概要

1. 応募の状況

平成29年6月27日に募集要項等を公表し、7月12日から7月25日までを応募書類の受付期間としていたところ、以下の者から応募があった。

（受付順）

- ・鳥取県

2. 第一次審査（参加・資格要件に係る審査）

応募書類により、応募者が参加・資格要件を満たしていること及び資金計画・収支計画が本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる計画となっていることを確認した。

3. 第二次審査（事業計画に係る審査）

第一次審査を通過した応募者の提案内容について、募集要項で示した要求水準を満たしていることを確認した上で審査（内容評価）を行い、「駐車場営業候補者として適当である」との審査結果に基づき、大阪航空局長に答申した。

※参考：審査対象提案料金

(単位：円)

審査対象料金	応募者	鳥取県
①入場から2間以内の最大料金		0
②24時間を超えて48時間以内(1泊2日)の最大料金		0
③48時間を超えて72時間以内(2泊3日)の最大料金		0
④72時間を超えて96時間以内(3泊4日)の最大料金		0
⑤月極料金		4,000

4. 営業者選定

審査会の答申を踏まえて、大阪航空局長は鳥取県を営業者として決定した。

美保飛行場駐車場事業の概要等

1. 事業概要

(1) 事業目的

美保飛行場駐車場の運営及び維持管理を行うに際し、営業者が効率的で創意工夫を生かした利用者への適正な対価の駐車場サービスを提供することにより、利用者利便の向上及び空港内交通の秩序維持を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

営業者が実施する事業は、駐車場の運営及び維持管理（平成29年10月1日から運営開始予定）である。

2. これまでの主な経緯及び今後の予定

- ・募集要項等公表 : 平成29年 6月27日(火)
- ・募集要項に関する質問受付期間 : 平成29年 6月27日(火) ~ 7月10日(月)
- ・質問への回答 : 平成29年 7月12日(水)
- ・応募書類受付期間 : 平成29年 7月12日(水) ~ 7月25日(火)
- ・営業者公表 : 平成29年 8月18日(金)
- ・駐車場営業開始 : 平成29年10月 1日(日)

3. 営業者の概要

- ・法人名 鳥取県
- ・法人住所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
- ・代表者名 鳥取県知事 平井 伸治